

市町村次世代育成支援行動計画に係る 子育て支援関係事業の目標値の検討状況について

地方公共団体においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度中に行動計画を策定することとされている。

各市町村においては、行動計画の策定に当たって、ニーズ調査を実施した上で、数値目標等の具体的な目標を設定することとされているが、保育・子育て支援事業に関して、9月末の時点における検討状況の結果がまとまったので、別添のとおり公表する。

市町村次世代育成支援行動計画に係る子育て支援関係事業の目標値の検討状況について

- 地方公共団体においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度中に行動計画を策定することとされている。
- 各市町村においては、行動計画の策定に当たって、ニーズ調査を実施した上で、数値目標等の具体的な目標を設定することとされているが、9月末の時点における報告によれば、保育・子育て支援事業に関して、全国の市町村全体で次のようなサービスの拡充が検討されている。

| | 平成16年4月 平成16年度(事業実施予定) | 平成21年4月 平成21年度(目標値) | 増減 | 検討されている目標値を全国的にみると…… |
|-------------------------|---------------------------|--------------------------|------------|--|
| 通常保育事業(保育所定員数) | 203万人 | 215万人 | 12万人増 | ・保育計画(待機児童解消計画)策定対象の95市町村で約6万5千人の定員増 |
| 放課後児童クラブ事業(クラブ数) | 15,133か所 | 17,455か所 | 2,322か所増 | ・全国の小学校区のうち約4分の3で実施 |
| 地域の子育て支援 | | | | |
| 子育て拠点の設置 | 2,954か所 | 5,957か所 | 3,003か所増 | ・全国の中学校区のうち約6割で実施 ・人口3万人以上の市町村の約4分の3で実施(3万人以下の市町村でもニーズに応じて実施) |
| 〔地域子育て支援センター(施設数)〕 | 〔2,783か所〕 | 〔4,402か所〕 | 〔1,619か所増〕 | |
| 〔つどいの広場(か所数)〕 | 〔171か所〕 | 〔1,555か所〕 | 〔1,384か所増〕 | |
| ファミリー・サポート・センター(か所数) | 368か所 | 713か所 | 345か所増 | |
| 一時的・臨時的保育ニーズへの対応 | | | | |
| 一時・特定保育事業(保育所数) | 5,935か所 | 9,486か所 | 3,551か所増 | ・全国の中学校区ごとにほぼ1か所ずつ実施 ・全国の児童養護施設等の約9割で実施(全国の市町村の約4分の1で実施) ・全国の児童養護施設等の約6割で実施(全国の市町村の約1割で実施) ・全国の市町村の約4割で実施 |
| ショートステイ事業(施設数) | 569か所 (417市町村で実施) | 874か所 (700市町村で実施) | 305か所増 | |
| トワイライトステイ事業(施設数) | 310か所 (197市町村で実施) | 563か所 (323市町村で実施) | 253か所増 | |
| 病後児保育事業(施設数) | 507か所 (392市町村で実施) | 1,480か所 (1,053市町村で実施) | 973か所増 | |
| 保育時間延長等への対応 | | | | |
| 延長保育事業(保育所数) | 12,783か所 | 16,195か所 | 3,412か所増 | ・全国の保育所の約7割で実施 ・全国の保育所の約1割で実施(全国の市町村の約4割で実施) ・人口30万人以上の市の約5割で実施(30万人未満の市町村でもニーズに応じて実施) |
| 休日保育事業(保育所数) | 666か所 (376市町村で実施) | 2,157か所 (1,172市町村で実施) | 1,491か所増 | |
| 夜間保育事業(保育所数) | 66か所 (46市町村で実施) | 143か所 (104市町村で実施) | 77か所増 | |

※合併を前提に一歩化して目標事業量を報告した市町村等があり、市町村数については全体で2,724市町村を母数に計算